

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税の滞納管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
朝霞市は、地方税の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
埼玉県朝霞市長

公表日
令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法、国税徴収法の規定により、個人市民税・県民税・森林環境税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税を滞納している個人または法人に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。 ・市税滞納整理に関する業務 ①各税システムからの賦課・収納情報の入手 ②催告書の送付 ③納税交渉 ④各種調査 ⑤滞納処分
③システムの名称	滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・内閣府・総務省令 地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・情報提供の根拠 番号法第9条第1項 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 収納課 納税管理係
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市税情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 総務部 収納課 納税管理係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-2040
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	現在、当課において、マイナンバーを利用した事務は行っておらず、課税資料を表示するシステム上、資料に記載されたマイナンバーが表示される場合があるという状況に留まる。マイナンバーが表示されるシステムにアクセス可能な職員は限定されており、毎年度、異動に伴い権限申請を更新している。また、マイナンバーを取り扱うシステムに表示される資料の印刷を禁止している。こうした対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	現在、当課において、マイナンバーを利用した事務は行っておらず、課税資料を表示するシステム上、資料に記載されたマイナンバーが表示される場合があるという状況に留まる。マイナンバーが表示されるシステムにアクセス可能な職員は限定されており、毎年度、異動に伴い権限申請を更新している。また、マイナンバーを取り扱うシステムに表示される資料の印刷を禁止している。こうした対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	収納課長 清水 豊	収納課長 田畑 善伸	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年8月2日	公表日	平成27年3月26日	平成28年8月2日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	公表日	平成28年8月2日	平成29年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	収納課長 田畑 善伸	収納課長 斎藤 勉	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	収納課長 斎藤 勉	収納課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・内閣府・総務省令 地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする。	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・内閣府・総務省令 地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする。	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	公表日	令和3年4月1日	令和3年9月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供の根拠 番号法第9条第1項 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ・情報照会の根拠 番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)第27の項	・情報提供の根拠 番号法第9条第1項 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ・情報照会の根拠 番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)第27の項	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	公表日	令和3年9月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法、国税徴収法の規定により、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を滞納している個人または法人に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。 ・市税滞納整理に関する業務 ①各税システムからの賦課・収納情報の入手 ②催告書の送付 ③納税交渉 ④各種調査 ⑤滞納処分	地方税法、国税徴収法の規定により、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税を滞納している個人または法人に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。 ・市税滞納整理に関する業務 ①各税システムからの賦課・収納情報の入手 ②催告書の送付 ③納税交渉 ④各種調査 ⑤滞納処分	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法、国税徴収法の規定により、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税を滞納している個人または法人に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。 ・市税滞納整理に関する業務 ①各税システムからの賦課・収納情報の入手 ②催告書の送付 ③納税交渉 ④各種調査 ⑤滞納処分	地方税法、国税徴収法の規定により、個人市民税・県民税・森林環境税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税を滞納している個人または法人に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。 ・市税滞納整理に関する業務 ①各税システムからの賦課・収納情報の入手 ②催告書の送付 ③納税交渉 ④各種調査	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	公表日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IVリスク対策「8. 人手を介在させる作業」	新規項目	現在、当課において、マイナンバーを利用した事務は行っておらず、課税資料を表示するシステム上、資料に記載されたマイナンバーが表示される場合があるという状況に留まる。マイナンバーが表示されるシステムにアクセス可能な職員は限定されており、毎年度、異動に伴い権限申請を更新している。また、マイナンバーを取り扱うシステムに表示される資料の印刷を禁止している。こうした対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による
令和7年4月1日	IVリスク対策「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」	新規項目	現在、当課において、マイナンバーを利用した事務は行っておらず、課税資料を表示するシステム上、資料に記載されたマイナンバーが表示される場合があるという状況に留まる。マイナンバーが表示されるシステムにアクセス可能な職員は限定されており、毎年度、異動に伴い権限申請を更新している。また、マイナンバーを取り扱うシステムに表示される資料の印刷を禁止している。こうした対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による